

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	自然保護課	整理番号	4-1
許認可等の種類	県自然環境保全地域特別地区内における行為の許可			
根拠法令条例等・条項	長野県自然環境保全条例第10条第3項			
許認可等の概要	特別地区内においては、次の行為は知事の許可を受けなければならない。 工作物の新築・改築・増築、土地の形質変更、土石の採取、水面の埋立、河川等の水位又は水量に影響を及ぼさせること、木竹伐採、指定湖沼等への廃水等の排出、指定区域への車馬等の乗入れ			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	長野県自然環境保全条例施行規則第9条 別表第1 (昭和54年長野県規則第30号) 別紙のとおり			
基準の制定根拠	長野県自然環境保全条例施行規則第9条 別表第1 (昭和54年長野県規則第30号)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に申請実績がない又は稀であるため)			
期間の制定根拠	一			